

支給対象月数の具体例

①H31年3月3日生まれの場合

		R1年度											
H31.4	R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3		
対象外		対象 (10か月)											

- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（令和元年6月）から対象
- ・満1歳になった日である3月2日24時の属する月（令和2年3月）まで対象

②H31年4月3日生まれの場合（支給対象月が2年度にわたる場合）

R1年度											R2年度			
H31.4	R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3	4	5	6
対象外		対象 (10か月)												

- ・生後2か月を超えた日である6月4日の翌月（令和元年7月）から対象
- ・満1歳になった日である4月3日の属する月（令和2年4月）まで対象
- ・支給対象月が2年度にわたるため、それぞれの年度で申請が必要
- ・前年度の3月31日ですでに支給対象の要件を満たしているため、令和2年度は4月分から対象

③H30年11月15日生まれの場合

H30年度					R1年度									
H30.11	12	H31.1	2	3	4	R1.5	6	7	8	9	10	11		
対象外					対象 (8か月)									

- ・令和元年度の支給対象は平成31年4月からなので、平成31年4月分から対象
- ・前年度末において支給の要件を満たしているため、当該年度の初月（4月）から対象
- ・満1歳になった日である11月15日の属する月まで対象

④H31年3月3日生まれで海南市で申請していた者が、11月16日付けでA町（和歌山県内）に転出した場合

R1年度													
H31.4	R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3		
対象外		海南市：対象 (6か月)						A町：対象 (4か月)					

- 海南市
- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（令和元年6月）から対象
 - ・転出日である11月16日の属する月（令和元年11月）まで対象

- A町
- ・住民登録の日（転入日）である11月16日の翌月（令和元年12月）から対象
 - ・満1歳になった日である3月3日の属する月（令和2年3月）まで対象

⑤H31年3月3日生まれの者が、年度の途中（R1年12月1日）から保育所等に入所

R1年度													
H31.4	R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3		
対象外		対象 (7か月)							対象外				

- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（令和元年6月）から対象
- ・保育所等に入所した12月1日の属する月（令和元年12月）まで対象

⑥R1年5月31日生まれの場合（誕生日が月末日の乳児で、生後2ヶ月を超えた日から対象となる場合）

R1年度												R2年度		
H31.4	R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3	4	5	6
対象外				対象（10か月）										

- ・生後2か月を超えた日である8月1日の属する月（令和元年8月）から対象
- ・満1歳になった日である5月30日24時の属する月（令和2年5月）まで対象

※誕生日が月末日の乳児で、生後2か月を超えた日から対象となる場合は、
例外的に支給対象となった日の属する月から対象

⑦R1年6月1日生まれの場合（誕生日が1日の乳児で、満1歳になった日を超えた日の属する月まで対象となる場合）

R1年度												R2年度		
H31.4	R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3	4	5	6
対象外				対象（10か月）										

- ・生後2か月を超えた日である8月2日の属する月の翌月（令和元年9月）から対象
- ・満1歳になった日である5月31日24時を超えた日（6月1日）の属する月（令和2年6月）まで対象

※誕生日が各月1日の乳児の場合、例外的に満1歳となった日を超えた日の属する月まで対象

⑧H31年3月3日生まれ（第二子で所得制限あり）の場合

R1年度											
H31.4	R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3
対象外				対象（7か月）							
合算額77,101円以上				合算額77,101円未満							

税の切替

- ・生後2か月を超えた日である5月4日の翌月（令和元年6月）から対象
- ・満1歳になった日である3月2日24時の属する月（令和2年3月）まで対象

※**第二子の乳児なので、令和元年6月から令和2年3月までの対象期間のうち、所得制限を満たしている期間のみが対象。**

所得制限：当該月の合算額で判断

- ・令和元年6月～令和元年8月については、市町村民税所得割合合算額が77,101円以上なので対象外
- ・令和元年9月～令和2年3月については、市町村民税所得割合合算額が77,101円未満なので**対象**